

POPs（残留性有機汚染物質）条約総合推進費

139百万円（156百万円）

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

PCB、DDT、ダイオキシンなど、難分解で生体内に蓄積しやすい化学物質（残留性有機汚染物質：POPs）については、国際的な協調のもと、その製造・使用の廃絶・削減等を行うため、2001年（平成13年）5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下、「POPs条約」という。）が採択され、2004年（平成16年）5月に発効した。また、近年の締約国会議において10物質群のPOPs条約対象物質追加が決定されている。

新規対象物質も含め国内措置を強化するとともに、POPs条約検討委員会や締約国会議での交渉参加を通じて適切な主張をしていくこととしている。

国内においても、新規対象物質も含めた環境及びヒト生体中のPOPs残留状況の経年変化等を把握し、条約の有効性評価に調査結果を活用していく。

さらに、POPs条約に基づき、東アジアにおける地域的な取組の一環として、東アジア地域周辺諸国への技術支援を行いつつ、同地域のPOPsの存在状況の推移を把握し、同地域から我が国に流入するPOPsの実態把握を行う。

2. 事業計画（業務内容）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度
1. POPs条約対応総合対策検討調査				
（1）新たな条約対象物質の検討に係る調査等				
（2）POPs条約候補物質の汚染実態調査				
2. 全国POPs残留状況の監視事業				
3. 東アジア地域のPOPs残留状況の監視事業及び多国間協力				
（1）東アジア地域のPOPsモニタリングの実施及びワークショップの開催				
（2）世界モニタリング計画への対応				

3. 施策の効果

POPsの環境中の存在状況を監視及び条約の有効性評価に資する基礎データを取得・発信し、率先して取り組むことにより、POPs条約の国際的な履行の一層の推進を図りつつ、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。

また、我が国主体での東アジア地域への技術協力の実施は、POPs条約の履行及びPOPs対策の実施を一層促しつつ、環境リスクの効果的な削減に資する。

# POPs条約総合推進費

## POPs条約

- 第11条: 国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること
- 第16条: モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

平成13年5月 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」採択  
平成14年8月 日本がPOPs条約を締結→「POPsモニタリング調査」の開始(10物質群)  
平成16年5月 POPs条約発効  
平成17年6月 国内実施計画の策定

## 締約国会議

平成21年5月、平成23年4月  
第4, 5回POPs条約締約国会議(COP4, 5)  
→新規POPs対象物質(計10物質群)の追加決定

## POPs検討委員会

専門家で構成される検討委員会により、新規条約対象物質の検討を行う

## 平成24年8月 改定国内実施計画策定

■改定した国内実施計画に基づき、POPs条約対象物質22物質群のモニタリング調査の計画的な実施及び経年変化の把握が必要不可欠

## 東アジアPOPsモニタリングプロジェクト(平成25年度)

- 第2回有効性評価への提出データを参加国で承認
- 第3回有効性評価に向けた計画の策定
- 東アジアの第3の重点調査地点の選定

重点調査地点 (韓国: 済州島)

重点調査地点 (日本: 辺戸岬)

東アジアの第3の重点調査地点として、継続的な調査可能な地点を選定する。

※東アジアPOPs  
モニタリング参加国  
カンボジア  
インドネシア  
韓国  
ラオス  
マレーシア  
モンゴル  
フィリピン  
シンガポール  
タイ  
ベトナム

